

令和7年度当初予算調製方針

1 基本認識

- (1) 国内の景気動向については、雇用・所得環境が改善する下で回復していくことが期待されるものの、欧米における高い金利水準の継続など、海外景気の下振れの景気への影響や、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響などに注意する必要があります。
- (2) 国が推進する「こども・子育て支援加速化プラン」も注視しつつ、国に先行して令和5年度当初予算でとりまとめた「みえ子どもまるごと支援パッケージ」¹の取組を加速させていく必要があります。
- (3) 近年激甚化している自然災害や近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震等に備え、引き続き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を進めることが必要です。
- (4) 新たな産業構造への転換の進展や農林水産業の環境変化に対応した取組の充実、インバウンドを含む観光需要のさらなる回復が期待されることを好機ととらえ、県内産業の振興や地域経済の活性化につなげる必要があります。
- (5) 県内人口が減少局面にある中、「三重県人口減少対策方針」に基づき、エビデンスに基づく対策を検討し、着実に取組を進める必要があります。あわせて、三重県が持続的に成長し続けるために、「三重県人材確保対策推進本部」での議論を踏まえた人材確保対策の推進も重要です。
- (6) 令和7年度の予算調製に向けては、団塊の世代が後期高齢者となり社会保障関係経費の増加が見込まれることや、老朽化する公共施設の建替が本格化すること、金利上昇や賃金・物価上昇などから、機動的かつ弾力的な財政運営がしづらい状況が続いており、持続可能な財政運営の確保に向けた歩みを着実に進めていく必要があります。

2 当初予算調製の基本方針

- (1) この基本認識の下、令和7年度は、全ての子どもたちがすこやかに成長し、未来に希望を持って力を伸ばしていけるよう、子どもを守り育てる取組を加速させていきます。

また、能登半島地震への被災地支援活動で得られた気づきを踏まえた防災・減災対策、県土の強靱化対策など、県民のいのちと暮らしを守るための取組をしっかりと進めます。

県内産業の力強い成長に向けて、半導体関連産業の振興、ものづくりをはじめとする県内企業の新たな領域への挑戦やスタートアップの創出・成長支援、中小企業における事業承継推進とともに、農林水産物の生産性向上に向けた取組を進めます。あわせて、インバウンド誘客の推進や県産品のプロモーションなど「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」の実現を目指した取組を進めます。

¹ 令和6年度当初予算では「みえ子どもまるごと支援パッケージ・2nd ステージ」

さらには、ジェンダーギャップの解消や、公共交通の維持・活性化、人口還流など人口減少対策の取組に加え、産業の発展や地域の暮らしを支える人材確保対策を推進することで、県政の基本的な役割である“命を守る”ための取組を加速するとともに、変化の中で生じるチャンスをつかみ、本県の発展につなげるための“未来を拓く”取組を進めていきます。

こうした施策を力強く展開していくため、まずは県民の声を丁寧に聴き取り、関係部局が緊密に連携して知恵を絞り効果的な事業を構築することを基本方針として、令和7年度当初予算調製を行います。

- (2) 「令和7年度三重県行政展開方針」における「注力する取組」については、必要な予算上の対応を行います。とりわけ、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組、県民のいのちを守る取組及び観光振興の取組に関しては、選択と集中も図りつつ、予算調製過程において事業をブラッシュアップしながら大胆に重点化を図ります。
- (3) 人口減少対策をはじめとする部局横断的な行政課題については、主担当部局が中心となり関係部局間で十分に協議するとともに、県民の皆さんから寄せられた提案や意見を積極的に取り入れつつ、市町、企業、NPO、大学など多様な主体とも協働・連携することで、施策の効果的・効率的な実施を図ります。
- (4) 義務的な経費については、全ての事業において、必要性・緊要性を勘案した上で、過去の決算等の分析・検証を踏まえ、賃金・物価上昇も考慮しながら、規模・単価等積算根拠を十分に精査します。
- (5) 裁量的な政策経費については、必要な行政サービスを機動的に提供するため、前年度と同程度の水準を確保しつつ、一般経費においては、その必要性及び費用対効果を検証するとともに、後年度の負担も踏まえた上で、メリハリのついた対応を行います。
- (6) 持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制と多様な財源確保に取り組むとともに、引き続き県債発行の平準化に努めていきます。
- (7) 国の予算や地方財政計画が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じた対応を行っていきます。
なお、総務省が令和6年8月30日に発表した「令和7年度の地方財政の課題」では、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされていますが、地方一般財源総額の確保については、令和7年度地方財政対策の年末の決着に向けて、引き続き注視する必要があります。
- (8) このほか、令和7年度当初予算要求にあたっての具体的な取扱いについては、「令和7年度当初予算要求にあたっての基本的事項」によることとします。